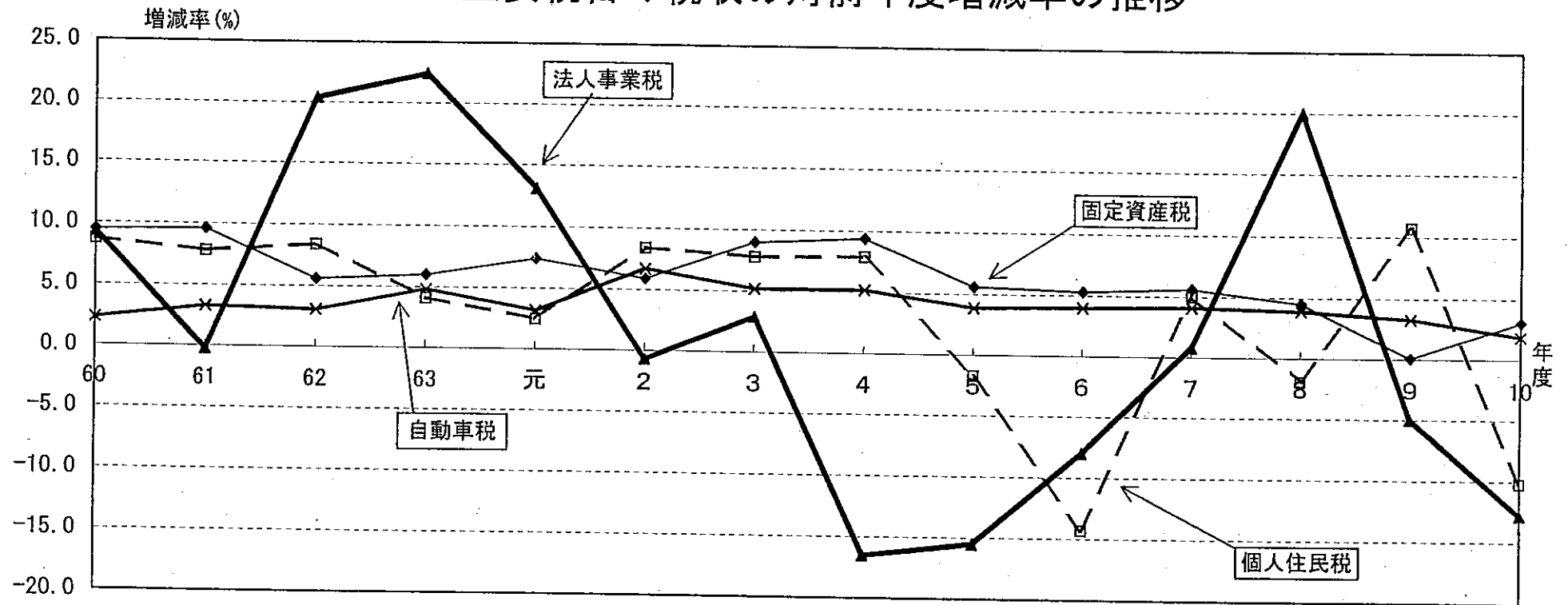
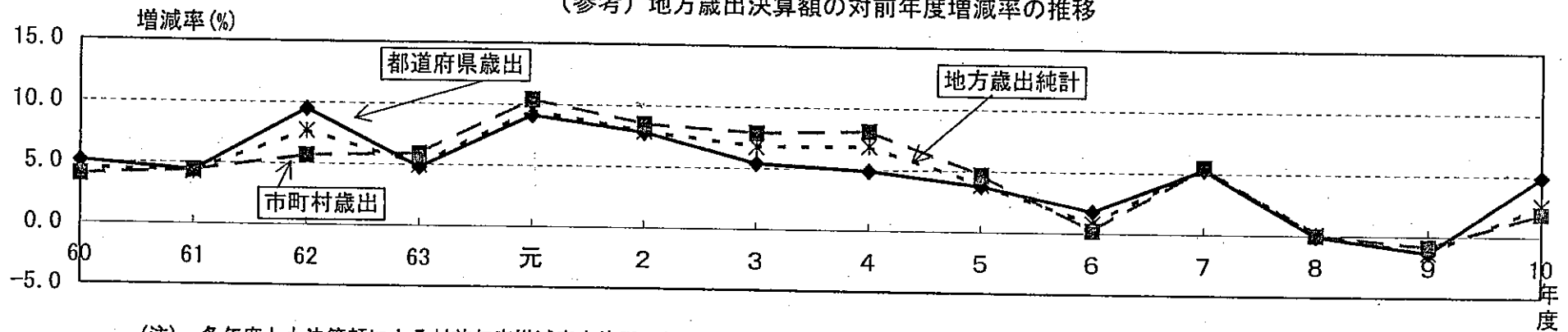


主要税目の税収の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

(参考) 地方歳出決算額の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

法人事業税収の推移

(単位：億円、%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	左のピーク時に対する	
											増減額	増減率
東京	15,806	14,734	14,811	11,707	9,722	8,495	8,445	10,724	9,868	9,297	-6,509	-41.2
大阪	7,174	6,952	6,674	5,541	4,431	4,039	3,852	4,626	4,376	3,572	-3,602	-50.2
愛知	5,010	5,538	5,232	4,411	3,577	3,206	3,279	4,019	4,395	3,384	-2,154	-38.9
神奈川	4,463	4,505	4,171	3,289	2,760	2,537	2,578	3,039	3,019	2,380	-2,125	-47.2
全国計	63,369	62,926	64,763	54,075	45,680	42,029	42,352	50,840	48,295	42,114	-22,649	-35.0

※網掛け部分は、その都府県のピーク時の税収を表す。

※各年度とも決算額による。

外形標準課税の4つの類型

事業活動価値

$$\boxed{\text{事業活動価値}} = \boxed{\text{利潤}} + \boxed{\text{給与総額}} + \boxed{\text{支払利子}} + \boxed{\text{賃借料}}$$

給与総額

給与総額による課税

+

所得基準による課税

物的基準と人的基準の組合せ

物的基準と人的基準による課税

+

所得基準による課税

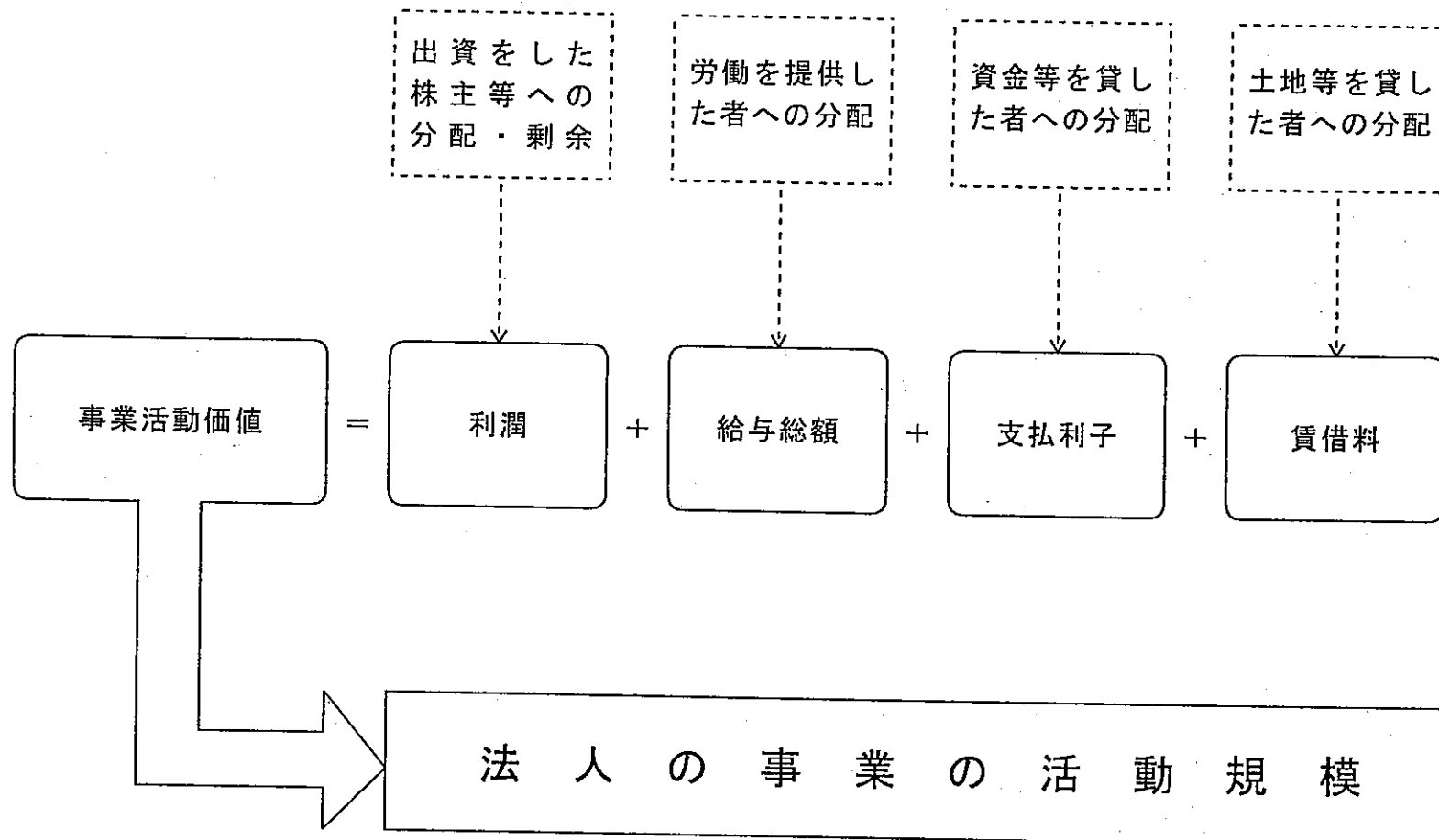
資本等の金額

資本等の金額に応じた課税

+

所得基準や他の外形基準による課税

事業活動価値の考え方



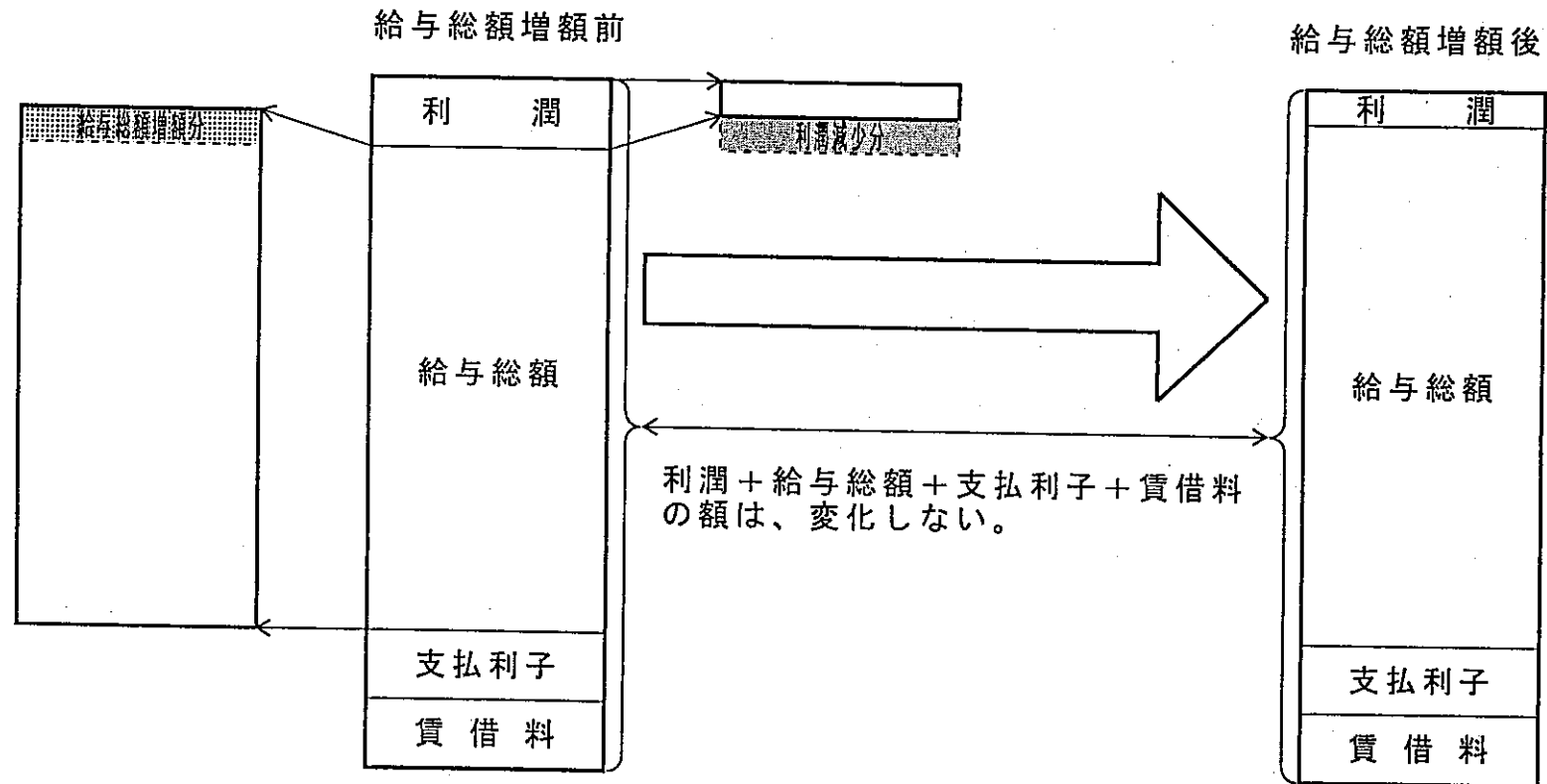
給与総額と利潤の関係

損金と利潤の関係

原則として、

- 損金の増加→利潤の減少
- 損金の減少→利潤の増加

業績や経営環境が変わらないにもかかわらず、給与総額だけを増額すると、



わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月14日） （主要地方税関係要約版 抜粋）

2 法人事業税

（法人事業税への外形標準課税の導入意義）

- 外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、経済の活性化・経済構造改革の促進等の重要な意義が認められる地方税のあり方として望ましい方向の改革です。

（望ましい外形基準のあり方等）

- 事業活動価値は、法人の人的・物的活動量を客観的かつ公平に示し、各生産手段の選択に関して中立性が高いことから、外形基準としては理論的に最も優れていると考えられます。なお、当面の経過的な措置等として、所得基準による課税と併用することが適当と考えます。
- 給与総額は、法人の人的活動量を示すとともに、事業活動価値の概ね7割を占め事業活動の規模を相当程度反映しており、また、実務上の簡便性に優れています。事業活動価値における利潤のウェイトと同じように所得基準を併用すれば、事業活動価値の簡便な方式とも観念できます。
- 給与総額に、事業活動価値の構成要素である支払利子や賃借料と一定程度相関性のある物的基準を組み合わせたもの（物的基準と人的基準の組合せ）は、事業活動規模を相当程度総合的に表す仕組みとなると考えられます。この場合、両基準の比重を事業活動価値に近似させるように検討し、事業活動価値における利潤のウェイトと同じように所得基準を併用すれば、事業活動価値の簡便な方式とも観念できます。
- 資本等の金額（資本金と資本積立金の合計額）も、事業活動の規模をある程度表す簡素な課税の仕組みですが、法人の事業活動規模を適切に反映させるという観点からは、所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせるよう検討すべきであると考えます。
- 当調査会としては、事業活動価値が理論的に最も優れているとの考え方に留意しつつ、さらに事業活動価値を含めた各外形基準案について、納税・課税事務負担の観点から検討を進めていくことが適当であると考えます。

(改革に伴う諸課題)

- 外形標準課税の導入に伴う税負担の変動については、税負担能力に配慮する等の観点から、所得基準による課税を併用して、負担の変動幅を縮小することが適当です。
- 納税事務負担については、検討した四つの外形基準は、財務諸表や各種法定資料等を活用した簡素な納税手続の仕組みを整えることが可能と考えます。
- 既存の地方税との関係については、外形基準の採用の仕方によって所要の調整を行う必要が生じる場合も考えられますが、そのような場合、個人・法人を通じた地方税全体の税体系について十分留意することが必要と考えられます。
- 中小法人の取扱いについては、その担税力に配慮するため一定の配慮が必要ではないかと考えます。考えられる配慮方策としては、軽減税率方式、基礎控除方式、免税点方式、導入率変更方式等がありますが、外形標準課税の導入意義や各配慮方策の本来の趣旨等を踏まえ、薄く広く税負担を求めるという観点から検討することが適当と考えます。
- ベンチャー企業の取扱いについては、中小法人の税負担に配慮する措置によって対応することが可能ではないかと考えられますが、さらなる政策的配慮が必要かどうか、今後具体的に検討する必要があります。
- 雇用への配慮については、外形標準課税の導入に当たって、雇用への影響にも十分留意したうえ、具体的な課税の仕組みを検討することが必要と考えます。

(導入の時期)

- 外形標準課税の導入は重要な意義を有する改革であり、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、外形標準課税について、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。